○外務省告示第三百七十号

平成二十三年十月二十六日に北京で、円借款の供与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の平成十五年三月二十八日付けの交換公文に従って中華人民共和国政府に供与されることになった内蒙古自治区植林植草計画の実施に係る円貨による借款の支出期間が中華人民共和国財政部と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十五年十月二十七日まで延長される旨の口上書の交換が、中華人民共和国政府との間に行われた。

平成二十三年十一月十七日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百七十一号

平成二十三年十月二十七日にローマで、エチオピア連邦民主共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億八千万円

3　署名者

日　本　側　河野雅治在イタリア大使

世界食糧計画側　アミール・アブドラ事務局次長

平成二十三年十一月十七日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百七十二号

平成二十三年十月二十七日にローマで、ケニア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億円

3　署名者

日　本　側　河野雅治在イタリア大使

世界食糧計画側　アミール・アブドラ事務局次長

平成二十三年十一月十七日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百七十三号

平成二十三年十月二十七日にローマで、ジブチ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億千万円

3　署名者

日　本　側　河野雅治在イタリア大使

世界食糧計画側　アミール・アブドラ事務局次長

平成二十三年十一月十七日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百七十四号

平成二十三年十月二十七日にローマで、スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億千万円

3　署名者

日　本　側　河野雅治在イタリア大使

世界食糧計画側　アミール・アブドラ事務局次長

平成二十三年十一月十七日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百七十五号

平成二十三年十月二十七日にローマで、ソマリア民主共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億千万円

3　署名者

日　本　側　河野雅治在イタリア大使

世界食糧計画側　アミール・アブドラ事務局次長

平成二十三年十一月十七日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百七十六号

平成二十三年十月二十七日にローマで、南スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　河野雅治在イタリア大使

世界食糧計画側　アミール・アブドラ事務局次長

平成二十三年十一月十七日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百七十七号

平成二十三年十一月三日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国におけるポリオ感染拡大防止・撲滅計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ポリオ感染拡大防止・撲滅計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億三百万円

3　署名者

日　本　側　大江博在パキスタン大使

国際連合児童基金側　ダン・ローマン在パキスタン事務所代表

平成二十三年十一月十七日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百七十八号

平成二十三年十一月七日にキンシャサで、コンゴ民主共和国における「選挙サイクル支援計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　選挙サイクル支援計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　七千七百万円

3　署名者

日　本　側　冨永純正在コンゴ民主共和国大使

国際連合開発計画側　フィデル・サラソロ在コンゴ民主共和国事務所代表

平成二十三年十一月十七日

外務大臣　玄葉光一郎

○農林水産省告示第二千二百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十一月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道石狩郡当別町字青山奥二五一三の二九〇・字青山二一九二の九・二九一〇の四六〇・二九一〇の四六三・二九一〇の四六四・二九一〇の四六七・二九一〇の四七〇・二九一〇の四七三から二九一〇の四七五まで・二九一〇の四七七・二九一五の三一三から二九一五の三二〇まで・二九一五の三二七から二九一五の三三九まで（以上二十二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、二九一〇の一八九から二九一〇の一九一まで、二九一五の三〇七、二九一五の三〇八、二九一五の三一二（以上六筆国有林）、字青山奥二五一三の二九〇・字青山二一九二の九・二九一〇の四六〇・二九一〇の四六三・二九一〇の四六四・二九一〇の四六七・二九一〇の四七〇・二九一〇の四七三から二九一〇の四七五まで・二九一〇の四七七・二九一五の三一三から二九一五の三二〇まで・二九一五の三二七から二九一五の三三九まで（以上二十二筆について次の図に示す部分に限る。）、二九一〇の一八九から二九一〇の一九一まで、二九一五の三〇七、二九一五の三〇八、二九一五の三一二、二九一五の三一一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び当別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十一月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県奥州市江刺区岩谷堂字根岸六九の三、七〇の三、七二の三、七三の二、七四の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため